

第7号議案

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則
について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

平成30年6月19日

群馬県教育委員会
教育長 笠原 寛

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則 の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和39年4月1日教育委員会規則第4号）第2条（生徒定員）を次のとおり改める。

- (1) 桐生工業高等学校に、新たな学科として創造技術科を設置し、電気科と染織デザイン科は募集を停止する。
- (2) 5高等学校（前橋商業高等学校、高崎商業高等学校、桐生西高等学校、桐生工業高等学校、太田東高等学校）で定員減を行う。
- (3) 過去に定員改正及び学科改編を実施した高等学校の2年次以降の学年定員を修正する。

2 改正の理由

中学校卒業見込者数の減少に対応するため、5つの高等学校で定員減を行う。さらに、桐生工業高等学校においては定員減に伴い学科改編を実施する。

また、過去に定員改正及び学科改編を行った高等学校の学年定員の修正を行うため。

3 施行期日

平成31年4月1日